

## 介護保険利用者負担に関する説明書(介護予防訪問看護)

富士北麓訪問看護ステーション

## I 1 介護保険を利用される方には、所得に応じて1割から3割の自己負担があります。

内 容	基本単位	1割負担額	2割負担額	3割負担額
20分未満(頻回な医療処置が必要な方)	303 単位	303 円/回	606 円/回	909 円/回
30分未満	451 単位	451 円/回	902 円/回	1,353 円/回
30分以上1時間未満	794 単位	794 円/回	1,588 円/回	2,382 円/回
1時間以上1時間30分未満	1,090 単位	1,090 円/回	2,180 円/回	3,270 円/回
理学療法士等の場合(1日3回以上実施する場合は50%)	284 単位	284 円/回	568 円/回	852 円/回
理学療法士等が利用開始から12か月を超えて実施した場合	279 単位	279 円/回	558 円/回	837 円/回

## 2 加算される料金(区分支給限度額基準額内)

内 容	基本単位	1割負担額	2割負担額	3割負担額
看護体制強化加算	100 単位	100 円/月	200 円/月	300 円/月
退院時共同指導加算(退院・退所時に医師と連携)	600 単位	600 円/回	1,200 円/回	1,800 円/回
初回加算(Ⅰ)病院等から退院した日に初回訪問した場合	350 単位	350 円/回	700 円/回	1,050 円/回
初回加算(Ⅱ)病院等から退院した翌日以降に初回訪問した場合	300 単位	300 円/回	600 円/回	900 円/回
長時間訪問看護加算 (特別管理加算の対象者で1回の訪問時間が1時間30分を超える場合)	300 単位	300 円/回	600 円/回	900 円/回
複数名訪問加算(30分未満)	254 単位	254 円/回	508 円/回	762 円/回
複数名訪問加算(30分以上)	402 単位	402 円/回	804 円/回	1,206 円/回
早朝・夜間加算(18:00～22:00、6:00～8:00 時間帯の訪問)		所定単位数の25% /回 加算		
深夜加算(22:00～6:00)		所定単位数の50% /回 加算		
専門管理加算	250 単位	250 円/月	500 円/月	750 円/月
口腔連携強化加算	50 単位	50 円/月	100 円/月	150 円/月

## 3 加算される料金(区分支給限度額基準額外)

内 容	基本単位	1割負担額	2割負担額	3割負担額
サービス提供体制強化加算Ⅰ (勤続7年以上の職員が30%以上)	6 単位	6 円/回	12 円/回	18 円/回
緊急時訪問看護加算 ※1 (電話等で常時対応できる体制・緊急時対応の看護業務の負担軽減体制)	600 単位	600 円/月	1,200 円/月	1,800 円/月
特別管理加算(1) (在宅悪性腫瘍等患者指導管理、留置カテーテル使用 等)	500 単位	500 円/月	1000 円/月	1500 円/月
特別管理加算(2) (在宅酸素療法指導管理、真皮を越える褥瘡の状態 等)	250 単位	250 円/月	500 円/月	750 円/月
中山間地域等加算 ※2 (実施地域外の中山間地域等に居住する方)		所定単位数の5% /回 加算		

※1 緊急時訪問看護加算がなく、緊急に訪問看護の対応をする場合は、介護支援専門員によるケアプランの変更を行い、緊急時訪問看護加算600円(又は1,200円か1,800円)と対応した時間に応じた一部負担金の金額をいただきます。

※2 中山間地域等加算対象地域・・富士河口湖町(大石・河口・西湖・西湖西・西湖南)

## II 介護保険法以外に自己負担をしていただく料金は、次のとおりです。

1 医療保険が適用されない医薬品・使い捨て手袋等の看護ケア処置に関わる物品を使用する場合は、

利用者にご用意いただきます。

2 延長料金 上記2の長時間訪問看護加算に該当しない方で、1回の訪問看護が1時間30分以上になった場合は、30分ごと1,200円を負担していただきます。

3 エンゼル料 1回につき 20,000円

4 訪問看護交通費

1) サービス実施地域は無料です。

2) 通常のサービス実施地域を越えて訪問した場合は、上記1)の地域を越えた地点から1kmごと80円をいただきます。サービス実施地域外の中山間地域等にお住まいの方は無料です。